

公益社団法人日本小児科学会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本小児科学会（Japan Pediatric Society）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児科学に関する研究と小児医療との進歩、発展をはかるとともに
会員相互の交流を促進し、小児医療の充実、子どもの健康、人権及び福祉の向上、さら
にこれらを社会へ普及啓発することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小児医学・医療の研究及び振興を目的とする事業
- (2) 小児科医師の教育及び専門性の向上を目的とする事業
- (3) 小児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 小児医学・医療の社会への普及啓発及び還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める者
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同し、別に定める会費年額を納める団体

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業及び勤務先を明記し、当該年度
の会費を添えて申し込み、別に定める規定により理事会の承認を受けなければならない。

2 団体会員になろうとする者は、団体名、事務所及び代表者氏名を明記し、前項の手続き
を経なければならない。

3 資格取得は会費納入日より始まる。

4 会員は、第1項及び第2項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届

け出なければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利がある。

- (1) この法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配付を受けること
- (2) 学術集会、その他この法人の行う事業に参加すること
- (3) その他本定款に定める事項

(会員の義務)

第8条 会員には次の義務がある。

- (1) 会費を納入すること
- (2) 総会の決議を尊重すること

(資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納が当該年度終了後3か月を経過したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 破産手続開始決定がされたとき
- (5) 死亡または失踪宣告、団体会員の団体の解散
- (6) 第11条により除名されたとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、会長あて退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 正会員で無くなった者は、代議員の資格を喪失する。

(処分)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議を経て、戒告または除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、または法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 第8条第2号に規定する義務を怠ったとき

(納入会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(名誉会員)

第13条 この法人のために功績顕著で、総会の決議をもって推薦された者に、名誉会員の称号を贈る。

2 名誉会員には第7条、第8条第2号、及び第9条を準用する。

3 正会員である名誉会員には、会費を免除することができる。

第4章 代議員

(構成)

第14条 この法人は、代議員 550 名以上 600 名以内とする。

2 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。

3 代議員は、別に定める規定により、正会員数に応じ都道府県毎に正会員によって選挙する。正会員は、当該代議員選挙に立候補することができる。

4 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(代議員の職務と権利)

第15条 代議員は、総会構成員としてこの定款に定める事項を行う。

2 正会員は、法人法で規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(代議員の任期)

第16条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

2 代議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(欠員の措置)

第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなることに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき、2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第 1 項の補欠の代議員の選任に係る決議の効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 14 条の代議員選挙終了の時までとする。

（代議員の処分）

第 18 条 代議員は、この法人の代議員たるふさわしくない行為があった場合、総会の決議により、戒告または解任することができる。

（代議員の報酬）

第 19 条 この法人の代議員は無報酬とする。

第 5 章 総会

（構成）

第 20 条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第 21 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 代議員の解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において必要と認めた事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第 22 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 23 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目

的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の通知)

第 24 条 総会の招集は、少なくとも開会の 2 週間前までに、日時、場所及びその会議に付議すべき事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(総会の成立)

第 26 条 総会は、代議員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き決議することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の代議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 30 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された出席代議員の代表 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 30 条 本会に次の役員を置く。

- 理 事 20 名以上 28 名以内
- 監 事 4 名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 前項ほか、理事会の決議をもって、会長及び副会長以外の理事のうち3名以内を業務執行理事に選定することができる。
- 5 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の選任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第35条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第36条 役員は、原則として無報酬とする。

(責任の免除)

第37条 役員は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第112条の規定にかかわらず

ず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第7章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第8章 学術集会

(学術集会)

第43条 この法人は、毎年1回以上学術集会を開催する。

2 学術集会は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

(会頭)

第44条 この法人は、学術集会を主宰するため会頭をおく。

2 会頭は、必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術集会を企画立案し運営する。

3 会頭は理事会において議決権を有しない。ただし、会頭が理事を兼ねる場合はその限りでない。

4 会頭に事故あるときまたは欠けたときは、会長がその職務を代行する。

5 会頭の選任及び解任は、総会で行う。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第45条 この法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会をおくことができる。

- 2 前項の委員会の委員の選任及び解任は、理事会で行う。
- 3 委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 前項の事務局には事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 前項の事務局長及び職員の選任及び解任は理事会で行う。
- 4 事務局の組織及び運営については理事会の決議により別に定める。
- 5 事務局は、法令及びこの定款により、総会ならびに理事会の付与された職務権限を制約する運営を行うことはできない。

第11章 資産及び会計

(財産の種別)

第47条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 前項の基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）

第 50 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（事業年度）

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

第 12 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 52 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 53 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 54 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 55 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は五十嵐 隆とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後最初の代議員は、第 14 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

5 この定款は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

6 この定款は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

7 この定款は、令和 7 年 4 月 19 日から施行する。